

久留米市長 宛て

事業所所在地 〒

(フリガナ)
申請者屋号又は会社名
役職名

(フリガナ)
氏名又は代表者名

印

(代表者生年月日 年 月 日)

TEL ()

保証料補給金交付申請書

久留米市中小企業資金保証料補給規則第4条の規定に基づき、保証料補給金の交付を下記のとおり申請します。

記

(金額の頭部には¥をお書きください。)

保証料補給金交付申請額							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

保証料明細証明書（金融機関証明欄）			
融資の種類 ※該当するものに○をつけてください。	1 久留米市小規模企業者振興資金		
	2 久留米市小口資金		
	3 久留米市短期安定資金		
	4 久留米市長期事業資金		
	5 久留米市緊急経営支援資金		
資金使途	1 設備	2 運転	
保証料率		① 保証料	
融資額	円 ※350万円以下が対象	② 保証月数	月
保証番号		保証料支払日	・ ・
融資期間	自 ・ ・ ～ 至 ・ ・		
上記のとおり保証料を徴収したことを証明します。 年 月 日 【金融機関名】			

申請者記入欄	
◎融資の種類により保証料補給限度額が異なります。 下記に従い交付申請限度額の計算を行ってください。	
融資の種類が1から3までの場合 <u>下記のア又はイの低い方の額が交付申請限度額となります。</u>	
ア	①保証料
イ	①保証料 ÷ ②保証月数 × 60月 = 【 】円 1円未満切り上げ
融資の種類が4又は5の場合 <u>①保証料が交付申請限度額となります。</u>	

備考

- 1 保証協会に保証料を支払った日（金融機関が保証協会に代位して徴収した日を含む。）から 3か月以内に申請をしてください。 3か月を超えた場合は、原則として補給金の交付を受けることはできません。
- 2 久留米市暴力団排除条例に基づく暴力団排除を徹底するため、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者（以下「排除対象者」という。）でないかどうかについて、福岡県久留米警察署に照会をさせていただくことがあります。
- 3 補給金の交付決定後に排除対象者であること又は虚偽その他不正な手段により保証料補給金の交付決定を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、既に交付済みの補給金については返還を命じ、併せて加算金を納付していただきます。